

令和7年第6回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和7年6月3日(火) 午後1時00分～午後1時48分
2. 会 場 高鍋町教育委員会大会議室
3. 出席委員 奥村 昌美 教育長、野崎 憲次教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
岩崎 晃子委員、榎本 憂子委員
4. 参 与 日高教育総務課長、宇ノ木教育対策監、寺原教育総務課長補佐、濱本社会教育課長
5. 議 事

(開会 午後1時00分)

奥村教育長 只今から令和7年第6回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより四角目 久美子委員にお願いします。

四角目委員 はい。

奥村教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、6月3日の1日間とすることでよろしいでしょうか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、御異議ございませんでしょうか。

委 員 員 異議なし。

奥村教育長 それでは御異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和7年5月教育長執務」により御報告いたします。

5月13日から14日にかけて全国町村教育長定期総会・研究大会が行われました。いろいろな町村教育委員会の取組が紹介されました。どこも子どもの数が減っていつて教育活動が制限される、指導する先生も少なくなる、それにより学校の統合をどうするかというのが共通する課題でした。文部科学省の施策説明も行われました。必要に応じてまた説明していきたいと考えております。

16日、西都児湯地区共同学校事務室ブロック長が来訪されました。町内小中学校の事務の担当職員は1名から2名です。初任の方が配置された場合、1人体制でやるというのが非常に困難ですので、学校間で情報共有したり、業務分担を行ったりしています。西都の妻中学校勤務の方が事務室のブロック長でして、課題や問題点の洗い出しをしながら業務を進めております。

19日、児湯地方教育委員会連絡協議会理事会が行われました。以前話をしておりました、九州大会を研修に位置付けて、1年おきに行くというのは白紙に戻りました。というのが、各町村予算取りをしておりますが、使わない年がでてくる。研修

奥村教育長 会をやるための予算を事務局の川南町が組んで、それを支出していますが、九州大会がある年は、旅費を別で組み、研修は行わないということになりまして、研修のための予算が丸々余ってしまう。それをしてしまうと、負担金審議会へ説明できないので元に戻すということになりました。この話は今度 26 日に川南町で行われます総会で出てくると思います。

20 日、高鍋町学校給食会第 1 回理事会が行われました。同日、県の義務教育課が来訪されました。

30 日、高鍋町育英会理事会が行われました。

社会教育の方におきましては、11 日にガールスカウト入団式がありまして、2 名の入団がありました。すごい活動をされていて、いろいろな表彰を受けていらっしゃいます。

17 日、石井秀隣作品展オープニングセレモニーがありました。石井さんが、黒水家住宅に作品を並べられて、個展を行っておりますが、そのオープニングセレモニーがありました。

24 日に自治公民館連絡協議会総会、28 日に図書館協議会が行われました。

6 月の主な行事につきましては、裏面の「令和 7 年 6 月教育長執務予定」にて御確認ください。議会がありますので、質問等につきましては、また次回お示しすることになります。

それでは、附議事項に入ります。議案第 24 号「高鍋町社会教育委員の委嘱について」事務局説明をお願いします。

社会教育課長 議案第 24 号「高鍋町社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。委員の任期満了に伴いまして、名簿に記載をされています方々の委嘱について御承認賜りたいと考えております。社会教育委員は、地域社会において社会教育の推進に貢献する重要な役割を担っております。社会教育法第 15 条におきまして、社会教育委員を自治体に置くことができるとされておりまして、委員の職務は、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べることでされておりまして、これまで社会教育関係事業において、こちらから補助を出す団体に対する審査や、社会教育課の年間行事についての協議や助言などをいただいているところでございます。

社会教育委員設置条例では、定数 12 名以内としておりますけれども、平成 12 年からは 11 名で構成をしております。今回、再任が 7 名、新任が 2 名。学校長関係につきましては、2 名を選出していただいております。新任の 2 名につきましては、学識経験者としまして以前の黒木俊和氏から、小野浩司氏へ。社会教育団体から自治公民館連絡協議会副会長が変わりましたので、城惣一氏から、酒匂週藏氏にお願いをしております。

各委員の任期につきましては、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日の 2 年間となります。なお 6 月 1 日付での委嘱となりますので、今回報告しまして承認を求めらるものでございます。よろしくお願いたします。

奥村教育長 社会教育委員の委嘱について、何か質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。御承認いただけますでしょうか。

委員 はい。
奥村教育長 ありがとうございます。次に、議案第 25 号「高鍋町公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局説明をお願いします。

社会教育課長 議案第 25 号「高鍋町公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。こちらも委員の任期満了に伴う案件となります。この審議会は、社会教育法第 29 条によりまして、公民館に公民館運営審議会を置くことができるとされており、その職務は館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとされており、公民館で行います専科教室等の審議、運営についてお諮りをしているところでございます。

委員につきましては、高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例第 4 条の規定で、こちらも 12 名以内とされておりますけれども、先ほど御説明させていただきました、社会教育委員と同じメンバー構成となっております、こちらも 11 名でございます。任期につきましても同じく令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。なお、6 月 1 日付での委嘱となりますので、こちらも報告をしまして承認を求めますのでございます。よろしく願いいたします。

奥村教育長 公民館運営審議会委員につきまして、先程の社会教育委員のメンバーと構成は同じということでございます。何か質疑等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。御承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

奥村教育長 ありがとうございます。次に、議案第 26 号「令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算(第 1 号)について」事務局説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

社会教育課長 (資料に基づき説明)

奥村教育長 6 月議会に上程します補正予算ですが、何か質疑等ございませんでしょうか。

榎本委員 コミュニティ助成事業とはどのような事業でしょうか。

社会教育課長 コミュニティ助成事業は、各自治公民館が欲しいとするもの、机や椅子、クーラーなど、地区で欲しいとするものがある公民館が手を挙げて、申請をするのですが、今 1 巡目が終わろうとしています。あと残り 3～4 地区ぐらいなのですが、それが終わったら、また新たに 84 地区を対象に申請をしていただいて、公民館の備品などを整備していくという事業になっております。中には、地区の祭りの道具などを申請している地区もあります。

奥村教育長 他にございませんでしょうか。

岩崎委員 社会教育課関係で 2 点お聞きしたいのですが、総合運動公園費の関係で、ダイナムの所は仮設トイレしかないイメージだったのですが、トイレが設置されているのですね。

社会教育課長 ダイナムの西側になるのですが、トイレが完備されております。以前は確かに仮設のトイレがあったのですが、増水するたびに流されそうになりまして、それを撤去したりするのが大変なので、トイレが設置されております。そのトイレのオストメイトが今壊れております。

岩 崎 委 員 ありがとうございます。美術館費の修繕料の部分ですが、「今後観覧席の移動機能を使用しない」とありますが、もう使用しないということでしょうか。

社会教育課長 美術館の多目的ホールは200人ぐらいの座席がありますが、稼働式で全部椅子が収納されるようになっております。何回も稼働しておりまして、消耗している状態ですが、根本的に変えると、多額の費用がかかりますので、最低限の費用を補正で計上しております。正式にすべてを改修するとなると、この金額では収まらないということを業者からは伺っております。

奥村教育長 他にございませんでしょうか。今回の補正は2月に町長選があった関係から、肉付予算となっております。額が大きくなっております。教育総務課の「先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業」が、この前総合教育会議で出ましたが、高鍋の子どもたちが高鍋の先人たちを知らないのも、歴史教育を充実させようという事業です。先人たちの生き方に学んで、キャリア教育をしっかりと推進していこうというものです。小中高連携して取り組むことにしておりますが、これが新規事業になっております。予算関係はよろしいでしょうか。

御承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

奥村教育長 ありがとうございます。次に、「通学区外就学に関する専決処分について」報告をお願いします。

教育総務課長補佐 (1件について説明報告)
(承認される)

奥村教育長 続きまして、「区域外就学に関する専決処分について」報告をお願いします。

教育総務課長補佐 (2件について説明報告)
(いずれも承認される)

奥村教育長 次の議案は非公開となりますので、その前に、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

奥村教育長 それでは、次回定例教育委員会の日程につきましては、7月4日午前10時に開催するということによろしいでしょうか。

委 員 はい。

奥村教育長 御異議なしということで、次回定例教育委員会の日程は7月4日に決定いたしました。

(社会教育課長退席)

奥村教育長 議案第23号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※非公開

奥村教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 7 年 7 月 4 日

高鍋町教育委員会 教 育 長

高鍋町教育委員会 教育委員